

書誌第103号追

瀬戸内海水路誌

追補第4

令和7年（2025）2月28日発行



海上保安庁

瀬戸内海水路誌

追補第4

この追補は、令和5年3月刊行の瀬戸内海水路誌の記載事項を更新するもので、令和6年10月18日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和7年2月28日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

口付近海域、明石海峡航路西側出入口付近海域、来島海峡航路西側出入口付近海域、釣島水道付近海域、音戸瀬戸付近海域及び大島瀬戸における経路が指定されている。

指定海図 海上交通安全法第44条に基づき、航路及び規制事項を記載した海上交通安全法指定海図を刊行している。指定海図は書誌第900号「水路図誌目録」に記載してある。

港則法の航路 特定港に出入するための航路で、和歌山下津港、徳島小松島港、阪南港、阪神港、東播磨港、姫路港、水島港、高松港、尾道糸崎港、新居浜港、広島港及び関門港にある（港則法第11条、同法施行規則第8条）。

定期旅客船航路 瀬戸内海の地理的な交通環境と観光地域としての性格から、沿岸諸港や諸島間に定期旅客船の航路網が行きわたっている。この航路は主航路に沿い、又はこれを横断している所もある。

信 号

航路管制信号 阪神港、水島港及び関門港の管制水路においては、港則法に基づく航行管制信号を、また、水島航路においては、海上交通安全法に基づく航路管制信号を行っている。

私設信号 和歌山下津港及び姫路港においては、係留施設の使用に関する私設信号が定められている（平成7年海上保安庁告示第34号「係留施設の使用に関する私設信号」）。

航路標識

港湾及び航路の整備などに伴い一時的に航路標識が設置、移転及び撤去されることがあるので、水路通報、航行警報及び安全通報などに注意する必要がある。

各港湾付近及び陸岸寄りの灯光による航路標識は、背後の灯火及び漁火などにより見えにくいことがある。

浮標式 日本国内では、IALA（国際航路標識協会）海上浮標式（B方式）を採用している。

水源 水源は、次のように定められている。

- 1 主航路から港湾に接続する航路は港湾側を、また港湾内における航路については、通常船舶が停止して荷役するところを水源とする。
- 2 IALA 海上浮標式による左舷標識及び右舷標識の方向の基準となる水源については、次表による。

水 域	水 源
港、湾、河川及びこれらに接続する水域	港若しくは湾の奥部又は河川の上流
瀬戸内海（関門海峡を含み、宇高東航路及び宇高西航路を除く）	阪神港
宇高東航路及び宇高西航路	宇野港

AIS 信号所 船舶のAIS（Automatic Identification System：船舶自動識別システム）受信機又はAIS重量表示が可能な航海用レーダやECDIS（Electronic Chart Display and Information System：電子海図表示システム）画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設であり、既存の航路標識にAIS局を併置した「リアル：Real」と実際には存在しない航路標識を航海用レーダ等に表示させる「バーチャル：Virtual」がある。

この水路誌の記載区域内には、次の22信号所がある。

信号所名	位 置	種 別	備 考
洲本沖	34° 21.3' N 135° 00.5' E	Real	洲本沖灯浮標に併置

明石海峡航路北東方	34° 36.3′ N 135° 04.9′ E	Virtual	
由良瀬戸北方	34° 17.9′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
由良瀬戸南方	34° 16.0′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
明石海峡航路中央	34° 37.4′ N 135° 00.6′ E	Real	明石海峡航路中央第2号灯浮標に併置
来島海峡航路西口A	34° 09.4′ N 132° 53.9′ E	Virtual	
来島海峡航路西口B	34° 09.6′ N 132° 55.1′ E	Virtual	
八島南方	33° 41.6′ N 132° 08.1′ E	Real	伊予灘航路第5号灯浮標に併置
伊予灘航路第2号	33° 44.1′ N 131° 53.9′ E	Virtual	
伊予灘航路第4号	33° 42.4′ N 132° 03.4′ E	Virtual	
伊予灘航路第6号	33° 42.8′ N 132° 13.0′ E	Virtual	
伊予灘航路第9号	33° 52.7′ N 132° 35.7′ E	Virtual	
周防灘航路第2号	33° 49.4′ N 131° 23.7′ E	Virtual	
周防灘航路第4号	33° 47.3′ N 131° 35.5′ E	Virtual	
周防灘航路第6号	33° 45.7′ N 131° 44.7′ E	Virtual	
西部石油宇部沖シーバース	33° 50.0′ N 131° 12.8′ E	Real	西部石油宇部沖シーバース灯に併置
関門航路東口	33° 56.8′ N 131° 03.0′ E	Real	下関南東水道第1号灯浮標に併置
関門航路西口	33° 59.8′ N 130° 53.1′ E	Real	関門航路第1号灯浮標に併置
関門港響灘洋上風力発電 A11 施設	33° 58.4′ N 130° 42.0′ E	Real	
関門港響灘洋上風力発電 A15 施設	33° 58.3′ N 130° 45.7′ E	Real	
関門港響灘洋上風力発電 B2 施設	33° 57.3′ N 130° 44.6′ E	Real	
ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所	34° 03.2′ N 130° 43.4′ E	Real	ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所施設灯に併置

第6章 水 先

水 先 区

水先区とは、水先法の適用される区域で、名称及び区域は政令で定めるものをいう（水先法第33条、同法施行令第3条）。また、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第35条第1項、同法施行令第4条、同法施行規則第21条）。この水路誌の記載区域内にある水先区は、次表のとおりである。

水先区	区 域	強制水先区
和歌山下津	和歌山下津港の区域	
小松島	徳島小松島港小松島区の区域	
大阪湾	友ヶ島水道及び大阪湾（明石海峡及び付近を除く）	大阪湾区
内 海	瀬戸内海一帯（紀伊水道、大阪湾の一部及び関門海峡付近を除く）	大阪湾区（明石海峡及び付近）、備讃瀬戸区、来島区
関 門	関門港及び付近	関門区（港則法の響新港区、長府区及び新門司区を除く）

大阪検疫所岸和田出張所	大阪検疫所へ連絡 06-6571-4312
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部施設管理運営課泉州南管理グループ	072-439-5261

引船 私営の引船が多数ある。

通船 通船がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号
りんくう総合医療センター	072-469-3111

架橋 第2区の埋立地と南東方対岸との間に岸之浦大橋（高さ7～14m）検疫錨地南東方の埋立地とその南東方対岸との間に貝塚大橋（高さ4m）及び二色大橋（高さ5.1m）がある、

阪 神 港（海図W1103）

港種 特定港・開港・検疫港・出入国港（堺泉北区を除く）・家畜検疫の港・植物防疫の港・国際戦略港湾（大阪区・神戸区）・国際拠点港湾（堺泉北区）・重要港湾（尼崎西宮芦屋区）

概要 大阪湾北東部にある大港湾で、港域は堺泉北区、大阪区、尼崎西宮芦屋区、神戸区からの4港区に分かれている。

潮流 大阪区沖合ではほとんどの時間、南流であり、明石海峡が西流時には堺、岸和田沖付近から明石海峡方向へ迂回し、明石海峡が東流時にはそのまま大阪湾東岸沿いに南下する。

港則

阪 神 港	停泊の制限 （港則法施行規則 第30条）	船舶は、阪神港大阪区河川運河水面（大阪北港北灯台（北緯34度40分24秒、東経135度24分9秒）から103度730メートルの地点から099度に対岸まで引いた線、天保山記念碑と桜島入堀西岸南端とを結んだ線、第3突堤第8号岸壁東端（北緯34度38分51秒、東経135度27分06秒）から102度30分に対岸まで引いた線、木津川口両突端を結んだ線及び木津川運河西口両突端を結んだ線からそれぞれ上流の港域内の河川及び運河水面をいう。以下同じ。）においては、両岸から河川幅又は運河幅の4分の1以内の水域に停泊し、又は係留しなければならない。 2 阪神港神戸区防波堤内において、はしけを岸壁、棧橋又は突堤に係留中の船舶の船側に係留するときは二縦列を、その他の船舶の船側に係留するときは三縦列を超えてはならない。
	えい航の制限 （港則法施行規則 第31条）	船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、港則法施行規則第9条第1項（船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。）の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。 一 阪神港大阪区河川運河水面（木津川運河水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが120メートルを超えないこと。 二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが80メートルを超えないこと。
	特 定 航 法 （港則法施行規則 第32条）	港則法施行規則第27条の2第2項（前項の規定により汽船が他の船舶の右舷側を航行して追い越そうとするときは、汽笛又はサイレンをもって長音1回に引き続いて短音1回を、その左舷側を航行して追い越そうとするときは、長音1回に引き続いて短音2回吹き鳴らさなければならない。）の規定は、阪神港大阪区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

汐見第3号岸壁	34° 30.7' N 135° 23.1' E	555	9~10	15,000×3	
汐見第4号岸壁	34° 30.7' N 135° 23.0' E	260	5.5~8	5,000×2	
汐見第5号岸壁		720	10.5~11.5	30,000×3	
汐見第6号岸壁	34° 30.6' N 135° 23.5' E	370	10	15,000×2	
夕風第1号岸壁	34° 31.2' N 135° 23.1' E	260	11	18,000×1	

台風・津波対策 台風・津波等による海難を防止するため、大阪港海難防止対策委員会及び大阪府・大阪市津波対策分科会が設置されており、在港船舶などに対し、情報伝達、警戒体制、避難等の災害防止措置を指導している。荒天が予想される際は、阪神港長から避難勧告が発せられ、特に堺泉北港栈橋（コスモ石油（株）堺製油所原油栈橋、大阪ガス（株）泉北製造所第二工場 LNG 第2 栈橋、堺 LNG（株）堺 LNG センター一栈橋）については、錨泊自粛勧告が発せられる。（第2 編航路記、第1 章紀伊水道～明石海峡、第2 節大阪湾周辺大阪湾、台風・津波等対策の項参照）

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
堺海上保安署（港長）	072-244-1771
大阪税関堺税関支署	072-244-4474
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部施設管理運営課施設管理運営グループ	0725-21-7217
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部施設管理運営課泉北管理グループ	072-238-5241

引船 本船用引船は2,600～6,000PS 級が多数ある。

通船 通船が1 隻ある。

補給 給水船及び給油船がある。

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
コスモ石油（株）	安全環境室 072-245-8554	0900～1700	水バラスト	水バラスト・タンク洗浄水
E N E O S（株） 堺製油所	環境安全グループ 072-269-2011	0900～1730	水バラスト	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名 称	電 話 番 号
堺市立総合医療センター	072-272-1199

海上交通 関門港との間にカーフェリー便があり、第5 区から発着している。

A岸壁バース番号 A1～8		34° 37.0' N 135° 25.5' E	1040	7～7.5	3,000t×8	
B岸壁バース番号 B1～4			550	7～7.5	3,000t×4	
D岸壁	バース番号 D1, D2	34° 36.8' N 135° 26.0' E	580	7	3,000t×2	
	バース番号 D3, D4, D5			5～5.5	1,000t×3	
E岸壁	バース番号 E1, E2, E3, E4, E5		821	5.5	1,000t×5	
	バース番号 E6, E7			7.5	3,000t×2	
フェリー 一ふ頭 岸壁	バース番号 F1	34° 37.2' N 135° 25.9' E	200	7.5	15,000×1	照明灯あり
	バース番号 F2		130	4～6	3,000×1	
	バース番号 F3		220	7～8	15,000×1	
	バース番号 F4		200	7.5	10,000×1	
	バース番号 F5		165	6.5～7	8,000×1	
	バース番号 F6		130	6	3,000×1	
	バース番号 R4	34° 38.1' N 135° 24.6' E	260	10	13,600×1	
	バース番号 R5		260	10	17,300×1	

第5区

J岸壁第1～5号	34° 36.7' N 135° 24.5' E	1246	12	20,000×3	
----------	--------------------------	------	----	----------	--

架橋

橋 名	概 位	高さ (m)	備 考
此花大橋	34° 40.0' N 135° 24.8' E	33	
夢舞大橋	34° 39.5' N 135° 24.0' E	約24	浮体式旋回橋。浮体式のため、垂直間隔は24mを保持する。
正蓮寺大橋			
天保山大橋	34° 39.6' N 135° 26.0' E	約45	白塗、斜張橋
港大橋	34° 38.7' N 135° 26.3' E	約49	赤塗、ゲルバートラス型
なみはや大橋	34° 38.7' N 135° 27.0' E	約45	
千歳橋	34° 38.8' N 135° 27.5' E	26	大正内港
千本松大橋	34° 38.0' N 135° 28.6' E	33	箱桁橋、両端はループ式になっている。
新木津川大橋	34° 37.5' N 135° 27.8' E	44	アーチ橋、大正内港南方約1M
南港大橋	34° 37.4' N 135° 26.0' E	10	
かもめ大橋	34° 36.7' N 135° 25.3' E	10	斜張橋
神崎川橋	34° 41.0' N 135° 24.9' E	20	
中島川橋	34° 41.6' N 135° 24.4' E	29	
常吉大橋	34° 40.3' N 135° 24.5' E	10	

架空線 第3区、新木津川大橋西方に木津川を横断する2架空線（各高さ53m）と同区南西部の南港大橋の東方にも架空線（高さ41m）がある。

注意 第2区の大阪港サイロ岸壁付近へ向かう船舶は、安治川岸壁付近において、天保山南東方海域から来るはしけや小型船に注意を要する。

最大入港船舶 2019年6月8日、客船 SPECTRUM OF THE SEAS（169,379t）が第2区天保山岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大阪港海難防止対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：大阪海上保安監部 06-6571-0223）

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
大阪海上保安監部（港長）	06-6571-0223
近畿運輸局	06-6949-6404
大阪出入国在留管理局	0570-064-259
大阪税関	06-6576-3001
大阪税関南港出張所	06-6614-5304
大阪検疫所	06-6571-3521
神戸植物防疫所大阪支所	06-6571-0801
動物検疫所神戸支所大阪出張所	06-6575-3466
大阪港湾局	06-6615-7704

引船 引船が多数ある。

通船 通船が多数ある。

補給 清水、燃料油とも十分に補給できる。給水船がある。

修理

名 称	電 話 番 号
(株) 新来島サノヤス造船大阪製造所	06-6661-1221
(株) ダイゾー	06-6577-2509
(株) ダイゾー木津川工場	06-6561-0353

医療施設

名 称	電 話 番 号
大阪医療センター	06-6942-1331
大阪急性期・総合医療センター	06-6692-1201
大阪赤十字病院	06-6774-5111

海上交通 四国、九州との間に旅客船便及びカーフェリー便がある。また、釜山 {韓国} 及び上海 {中国} との間にもフェリー便がある。

ドルフィンバース第6～8番	34° 41.2' N 135° 14.0' E	600	10～10.5	15,000×3	
ドルフィンバース第9番	34° 40.2' N 135° 14.2' E	209	12	15,000×1	
新港東ふ頭S・T	34° 41.3' N 135° 12.7' E	439	5～10		
新港東ふ頭U～X		1,152	8～12.5	5,000×1	
新港東ふ頭Y・Z		354	4～10	15,000×2	
新港第4突堤Q・R	34° 40.9' N 135° 12.2' E	644	9～12	45,000×3	

六甲アイランド

A～C岸壁	34° 41.4' N 135° 15.2' E	573	5～9	7,000×1 15,000×1	
D～I岸壁	34° 41.7' N 135° 15.5' E	1,110	10	15,000×6	コンテナクレーン
N～Q岸壁	34° 41.4' N 135° 17.0' E	649	8～10		
R～V岸壁		985	10	10,000×1	コンテナクレーン
W～Z岸壁		960	12	15,000×4 30,000×1 46,000×1	
W-1岸壁	34° 41.2' N 135° 15.2' E	350	14	40,000×1	
コンテナふ頭2～7	34° 40.8' N 135° 16.0' E	延長 2,450	13～16	40,000×2 50,000×5	コンテナクレーン
多目的ふ頭J～M	34° 41.9' N 135° 16.6' E	740	10	15,000×4	コンテナクレーン
フェリーふ頭1～3	34° 41.8' N 135° 17.0' E	697	8～9	10,000×1 8,000×1 15,000×1	前面に険悪地がある
ライナーふ頭1・2	34° 41.0' N 135° 17.4' E	600	11.5～13	46,000×1	コンテナクレーン
物揚場(東)	34° 41.5' N 135° 16.7' E	316	5		
物揚場(北)	34° 41.9' N 135° 16.2' E	1,085	4～4.5		

第3区

東神戸フェリーふ頭第1	34° 42.8' N 135° 17.0' E	100	6	2,000t×1	
東神戸フェリーふ頭第3	34° 42.9' N 135° 17.2' E	130	7.5	8,000t×1	
東部内貿ふ頭A～E岸壁	34° 43.0' N 135° 17.6' E	439	5.5	2,000×5	
東部内貿ふ頭F～I岸壁	34° 43.1' N 135° 18.0' E	361	4～5.5	2,000×4	
東部内貿ふ頭J～P岸壁		622	5.5	2,000×7	
東部内貿ふ頭Q～U岸壁	34° 42.9' N 135° 18.2' E	527	6	3,000×5	

第4区

須磨港-5.5m岸壁	34° 38.5' N 135° 08.0' E	185	3～5	2,000×2	
------------	--------------------------	-----	-----	---------	--

最大入港船舶 2006年10月8日、コンテナ船 Emma Maersk (170,794 t、満載喫水 16.0m) が六甲アイランド、コンテナふ頭5に着岸した。

台風・津波等対策 台風・津波等による海難を防止するため、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風対策委員会・船舶津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報伝達、警戒体制、避難等の災

港種 特定港・開港・出入国港・家畜検疫の港・植物防疫の港・国際拠点港湾

概要 播磨灘の北部、阪神港神戸区の西方約30Mにあり、港域は東から東区、飾磨区、広畑区、網干区及び西区の各港区に分かれ、東航路、飾磨航路及び広畑航路の3航路がある。東区東部に妻鹿《メガ》漁港がある。港湾法上の区域は、同漁港東方にある港則法上の八木港（34° 46.3′ N 134° 43.3′ E）（JP YAG）を含めた区域である。

台風時の注意 台風が接近して南寄りの風が吹くことが予想される場合には、港内のバースに係留する大型船は沖出しするのが安全であり、特に風が強くなることが予測される時は、状況により他の適切な避泊地へ移動する必要がある。

水先 内海水先区水先人会に要請する（第1編 総記、第6章 水先、水先人会の項参照）。

目標

地物名		概位		備考
東区	煙突	34° 46.3′ N	134° 41.6′ E	高さ203m、青白塗、発電所構内
飾磨区	煙突	34° 46.4′ N	134° 39.9′ E	高さ204m、青白塗、発電所構内
広畑区	タンク	34° 47.2′ N	134° 37.7′ E	製鉄所構内
網干区	2煙突	34° 46.6′ N	134° 36.0′ E	高さ128m及び104m、各赤白塗、化学工場構内

法定航路

- 1 東航路は、南方から東区第1区に至る長さ約1,800m、幅約300m、水深約14mの航路であり、南口が灯浮標により表示されている。
- 2 飾磨航路は、南方から飾磨区第1区に至る長さ約1,600m、幅約240m、水深10.5~12mの航路であり、南口が灯浮標により表示されている。
- 3 広畑航路は、南方から広畑区第1区に至る長さ約4,000m、幅約350m、水深約13.5~17mの航路であり、灯標及び灯浮標により表示されている。

前記3航路とも冬季の西寄りの季節風が強吹するときは、防波堤入口付近の潮流が下げ潮の場合、流向が東流であることとあいまって、船体は東方へ著しく圧流される。また、このような状況下では、入港する際に、船体の前部が防波堤内に入ると、船尾が右方に圧流され、船首が急に左転することがあるので注意を要する。

霧通報 姫路港の視程が2,000m以下、1,000m以下及び500m以下になったとき並びに視程が2,000m以上に回復したときに、第五管区海上保安本部（こうべほあん）から ~~VHF無線電話（呼出ch16/通報ch12）により日本語及び英語で霧通報が放送される。~~国際VHF（ch16/ch12）により日本語及び英語で霧通報が放送される。また、国際ナブテックス、日本語ナブテックス、AIS及び沿岸域情報提供システム（海の安全情報）により情報が提供される。

私設信号 広畑区の日本製鉄広畑信号所（34° 46.6′ N 134° 37.7′ E）において、同製鉄所の係留施設及び広畑岸壁に係留する船舶に対し、指示信号（電光標示）を行っている。

係留施設の使用に関する指示		船舶からの応答信号 (国際信号旗)
信号	信文	
下向きの矢印の記号及び数字1の文字の交互点滅（※）	夢前岸壁1（34° 47.0′ N 134° 38.4′ E）に係留せよ。	2代・1
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及びUの文字の点滅（※）	夢前全天候岸壁1U（34° 47.0′ N 134° 38.6′ E）に係留せよ。	2代・1・U

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
飾磨区	中島公共岸壁	34° 46.5' N 134° 39.6' E	390	5.5→7.5	2,000×4	
	中島1・2号岸壁	34° 46.3' N 134° 39.7' E	260	7.5	5,000×2	
	中島3・4号岸壁	34° 46.1' N 134° 39.6' E	480	12→12.5	30,000×2	移動クレーン
	飾磨1号岸壁	34° 47.0' N 134° 39.6' E	80	3~5	1,000×1	
	飾磨2号岸壁		135	7	5,000×1	
	飾磨3~6号岸壁	34° 46.7' N 134° 39.5' E	680	9→9.5	12,000×4	移動クレーン
	飾磨7~9号岸壁	34° 46.4' N 134° 39.3' E	720	12	30,000×3	移動クレーン
	船場川1~4号岸壁	34° 46.9' N 134° 39.3' E	360	3~4	2,000×4	1号岸壁北側に海底輸送管がある。
	船場川5~12号岸壁	34° 46.5' N 134° 39.1' E	1,040	5.5~7.5	12,000×2 5,000×6	
	入船岸壁	34° 46.8' N 134° 39.1' E	180	3.5→4.5	2,000×2	
広畑区	広畑1号岸壁	34° 46.9' N 134° 37.4' E	130	7.5	5,000×1	前面に陰悪地がある
	広畑3号岸壁	34° 46.8' N 134° 37.6' E	280	14	55,000×1	コンテナクレーン
網干区	吉美1・2号岸壁	34° 46.7' N 134° 36.4' E	180	3~4.5	2,000×2	
	吉美3号岸壁		130	7.5	5,000×1	
西区	西部岸壁南	34° 45.6' N 134° 34.2' E	185	7.5→8	12,000×1	
	西部岸壁北	34° 46.0' N 134° 34.3' E	130	5	5,000×1	前面に陰悪地がある

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

架空線 飾磨区第1区の合同製鉄岸壁～山陽特殊製鋼岸壁間に架空線（34° 46.8' N 134° 40.1' E、高さ50m）がある。

最大入港船舶 2016年5月16日、LNG船 Grace Dahlia（141,671t）が東区第1区大阪ガス LNG 棧橋（34° 45.9' N 134° 41.4' E）に着棧した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：姫路海上保安部）

海事関係官公署

名称	電話番号
姫路海上保安部（港長）	079-231-5065
大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所	079-235-4688
神戸税関姫路税関支署	079-235-4571
近畿運輸局神戸運輸監理部姫路海事事務所	079-234-2511
兵庫県姫路港管理事務所	079-235-0176

引船 飾磨区に私営の引船（最大4,400PS）が数隻と網干区に小型の引船がある。